

会社設立サービス利用規約

- 第1条 三田行政法務事務所（以下、「当社」といいます）は、会社設立代行、定款作成認証代行及びこれに附帯するサービス（以下、「本件サービス」といいます）を申込者に対し、本規約に基づき提供いたします。
- 第2条 本件サービス契約の成立は、申込者が会社設立情報シート又は定款作成シートへ必要事項を記入した上で、当該シートがFAX、郵送、来社、Eメール等により当社に到着した時点で成立するものとします。申込者が独自に作成したシートや定款のドラフト等も会社設立情報シート又は定款作成シートとみなします。
- 第3条 申込者は当社に対し、必要となる費用を当社が指定する日時までに全額、当社指定の方法にて支払うものとします。このときに必要となる振込み手数料などは申込者の負担とします。お支払いのない期間（お支払いまでの期間）は、手続き作業の進行は中断させていただくことがあります。
- 第4条 契約成立後、申込者の都合により本件サービスが開始される前（類似商号調査や書類作成に着手する前）に契約を解除する場合は申込者は当社に報酬の50%を、本件サービスが開始された後は報酬の全額を違約金として支払うものとします。また、定款認証などにかかる実費費用についてはすでに業務が完了している範囲についてはいかなる場合も返還いたしません。返金に必要な費用（振込み手数料等）は申込者の負担とします。
- 第5条 当社は申込者が告知した情報をもとに本件サービスを提供いたします。事実と反する告知及び間違った情報その他により本件サービス提供に支障をきたした場合は、申込者は修正のための費用を支払うものとします。またこの場合に、本件サービスが完了できなかった場合は第4条の規定を援用します。
- 第6条 業務処理の途中において、設立する会社の内容に変更が生じたときは、申込者は直ちにその変更事項を書面、Eメール又はFAXで当事務所に連絡するものとします。口頭による変更事項の受付はできません。変更事項が発生したことで書類の差し替えが必要となった場合には、申込者は別途当社の定める額を支払うものとします。
- 第7条 中途解約をした場合、申込者よりお預した印鑑証明書などは全て当社より申込者へご返還いたします。但し当社にて作成した書類（定款等）は一切お渡しできません。
- 第8条 当社と申込者との間で、会社の登記申請日を取決める場合には、別途当社指定の覚書を作成することとします。覚書がない場合の口頭等でのお約束は一切できません。覚書を締結の上、万一当社の都合により遅延した場合は、双方協議の上当社報酬の二分の一を上限とし、その損害を賠償いたします。ただし、天変地異（地震などによる交通機関への影響）や関係機関（官公署・金融機関等）の都合などによる遅延の場合は、一切その損害を賠償いたしません。なお、登記申請日の取り決めをした際には、申込者は別途当社の定める額を支払うものとします。
- 第9条 申込者の都合により、本サービス提供が契約成立時より90日を経過した場合に

は、本サービスはその時点で完了したものとみなします。この場合当社報酬の返還は一切できません。但し、定款認証費用等すでに発生している実費費用以外についてはご返金いたします。返金に必要な費用（振込み手数料等）は申込者の負担とします。

第 10 条 本サービスの完了時期は下記の通りとします。

会社設立代行 司法書士による登記申請（法務局へ提出まで）まで。

定款作成・認証代行 定款認証後、申込者へ発送するまで。

類似商号調査代行 類似商号調査終了後、申込者に結果を告知するまで。

目的適格性調査代行 目的適格性調査終了後、申込者に結果を告知するまで。

第 11 条 本件サービスの利用料金は、申込み時点で当社ホームページに記載された料金とします。

第 12 条 会社設立代行の申込みの場合は、類似商号調査及び目的適格性調査(以下、単に調査といいます。)を当社にて十分に行いますが、万一法務局に手続き後、その商号が使用ができなかった場合（商号が類似とされた場合）は、当社はその変更に必要な法定費用(変更定款費用等)を負担のうえ変更手続きを行います。但し、当社が調査後登記申請までにお客様の都合により 20 日以上経過している場合には、申込者に必要となる費用をお客様にご負担いただきます。

第 13 条 申込者の個人情報の取扱いについては、別途個人情報保護方針を定め、それに従います。

第 14 条 申込者が本件サービスを利用期間中、その連絡先、氏名、住所、メールアドレス等を変更する場合は、その変更後 7 日以内に当社に対し書面又は E メールで連絡することとします。万一期間内に通知をしなかった場合はそれにより発生した損害などは申込者に負担していただきます。

第 15 条 本件サービスをご利用いただく申込者は事業主となりますので、クーリングオフなどの適用は一切ございません。

第 16 条 本サービスは申込者のみが利用できます。第三者への権利譲渡などは一切できません。

第 17 条 本サービスに係る領収書は金融機関の発行する振込明細書等をもって領収書といたします。但し、申込者から依頼のあった場合は当社より領収書を発行いたします。

第 18 条 当社の報酬及び立替金に関して支払期限までにお支払いがなかったときは、請求書記載の支払期限の翌日から支払済みに至るまで、当該金額の合計に年 14.6% を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第 19 条 本件サービスの提供に関して、当社の過失により申込者に損害を与えた場合には、双方協議のうえ、当社報酬の二分の一を上限とし、その損害を賠償いたします。

第 20 条 本規約に定めのない事項及び本規約条項の解釈に疑義を生じたときは、双方にて協議の上決定します。

第 21 条 万一紛争その他が発生した場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

個人情報保護方針

当事務所は、当事務所が業務上使用する当事務所の顧客・取引関係者等の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルール及び体制を確立し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言いたします。

記

- 1．当事務所は、この宣言を実行するために、「三田行政法務事務所個人情報保護規定」を定め、当事務所従業者（一般役職員、パートタイマー、派遣労働者等を含む）その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
- 2．当事務所は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、「セキュリティ管理計画」（セキュリティポリシー）を立案し、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策など適切な情報セキュリティ対策を講じます。
- 3．当事務所は、個人情報の入手にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により入手しないことはもちろん、個人情報の主体である本人から利用目的等について同意をとるか、当事務所インターネットホームページに必要事項を告知します。
- 4．当事務所は、個人情報を間接的に入手する場合、入手する個人情報について、提供者が本人から適正に入手したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをし、当事務所インターネットホームページに個人情報の利用目的等の必要事項を告知します。
- 5．当事務所は、情報主体（個人情報の本人様）が自己個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、情報主体からのこれらの要求に対して異議なく応じます。
- 6．当事務所は、個人情報を第三者との間で共同利用したり、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。
- 7．具体的な個人情報収集、取扱いのため以下の原則を定めます。

個人情報利用原則

個人情報の利用は、収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとします。

禁止事項

- ・個人情報を第三者に提供することを原則として禁止します。
- ・個人情報の目的外利用、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為をいたしません。
- ・当事務所従業者は、業務上知り得た個人情報の内容のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。その業務に係る職を退いた後も、同様とし必要な措置を講じます。
- ・次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行いません。ただし、当事務所が業務を遂行するにあたり、必要となる場合（犯罪に関する前歴が欠格事由となっている許

認可等において、当該許認可の申請を依頼した依頼者に対して、欠格事由に該当していないことを確認する場合等）はこの限りではありません。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

平成17年4月1日
三田行政法務事務所
所長 三田 旭